

仙台市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月26日（金曜日）午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
3. 出席委員 (16人)

会 長	1 番	佐々木 均		
会長職務代理者	2 番	中野 勲		
委 員	3 番	赤間 敬	4 番	大泉 権吾
			5 番	大里 重市
	6 番	加藤 和江	7 番	加藤 和彦
			8 番	菅野 則義
	10 番	佐藤 千治	12 番	佐藤 とみ
			13 番	品川 忠夫
	14 番	鈴木 通	15 番	鈴木 正年
			16 番	高橋 勝彦
	18 番	嶺岸 若夫	19 番	結城 一吉
4. 欠席委員 (2人) 9 番 郷古 雅春 17 番 松原 菊男
5. 遅参委員 (1人) 19 番 結城 一吉
6. 議事日程
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録署名委員の指名
 4. あっせん会の報告
 5. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第4号議案 仙台農業振興整備計画の変更に伴う意見を求める件
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
 6. 協議
 - (1) 平成31年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について（案）
 7. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出
 - (5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻の件
 - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻の件
 - (8) 売り渡し希望農地一覧表
 - (9) 農業委員会委員の辞任に伴う欠員補充の実施について

8. その他

- (1) 会長報告
- (2) 事務局からの連絡事項

7. 農地利用最適化推進委員

鈴木 可和 阿部 忠弘 早坂 久

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係主任	羽澤 明子	農地係主任	伊藤 秀宣
農地係嘱託	庄子 尚		

9. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：山本主幹	ただいまから仙台市農業委員会第11回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会会長佐々木均から、ごあいさつを申し上げます。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：山本主幹	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、 議席番号9番郷古雅春委員及び議席番号17番松原菊男委員から、欠席の届けがありました。18人中16人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、7番加藤和彦委員、8番菅野則義委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を中野勲あっせん運営委員長からお願いします。
中野勲委員 (あっせん運営 委員長)	4月5日に開催しました、あっせん会の結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。1件目は売渡申出人の代理人と買受申出人がそれぞれ出席しました。2件目は売渡申出人5人のうち4人が出席し、欠

席者については出席者に委任があり、買受申出人は本人が出席されました。代理人については、委任状を提出していただきました。あっせん委員は、若林区から加藤和江委員と太白区から菅野則義委員が出席し調整しました。あっせんの結果、2件とも成立し、あっせん調書に双方が署名捺印をしています。なお代金の支払い方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。

以上で、あっせん会の結果報告を終わります。

議 長

議事に入ります。 (午後1時35分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

第1号議案については、16番高橋勝彦委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了までを、高橋勝彦委員が退席していただきます。

(高橋勝彦委員退席)

議 長

それでは、調査委員会の報告を3番赤間敬第一調査委員会副委員長から報告願います。

赤間敬委員
(第一調査委員会副委員長)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。

調査委員会を、平成31年4月23日に実施いたしました。

調査は3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で調査を行いました。

今回の申請は、売買による規模拡大が16件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が2件、賃貸借権の設定による新規就農が1件、使用貸借権の設定による規模拡大が1件、使用貸借権の設定による農業承継が1件の合計22件です。

番号1番から5番までを、5番大里重市委員から、番号6番から12番までを、6番加藤和江委員から、番号13番から17番までを、13番品川忠夫委員から、番号18番から22番までを、3番私から報告いたします。

議 長

それでは最初に第1号議案の番号1番を審議することにいたします。

5番大里重市委員から調査の結果を報告願います。

大里重市委員
(5番)

番号1番は、売買により規模拡大を図るものです。

譲受人は、現在トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で12ヘクタールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。また、仙台東土地改良区より農地異動確認書がでております。なお4月22日に菊地守農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条

第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

第1号議案の番号1番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第1号議案の番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番の高橋勝彦委員の案件が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

(高橋勝彦委員入室)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号2番から22番までの調査結果報告を、引き続き報告願います。

大里重市委員
(5番)

番号2番は、使用貸借権の設定により規模拡大を図るものです。譲受人は、一般法人で、現在トラクター2台、耕うん機4台を所有し、構成員2人で71アールの農地を耕作しています。(所有者の孫が代表になっている法人であることから、使用貸借権の設定となっているものです。)本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお貸借期間は、いわゆる解除条件付きです。(7年5ヶ月)(先行している使用貸借期間の終期に合わせることからこの期間となるものです)(令和7年9月5日まで)名取土地改良区より農地異動確認書がでております。なお4月22日に相原元浩農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で196アールの農地を耕作しています。今回の申請地に隣接している農地を耕作していることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお4月21日に庄子栄農地利用最適化推進委員

が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で237アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。岩切土地改良区から農地異動確認書がでています。なお4月21日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業承継を図るものです。譲渡人から妻と子へ持分3分の1ずつを贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託により、家族3人で103アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。岩切土地改良区から農地異動確認書がでています。なお4月20日に赤間敬農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(結城 一吉委員入室)

(午後1時48分)

加藤和江委員
(6番)

番号6番から12番までを、私から報告します。

番号6番、7番、8番は、関連がありますので、一括して報告します。

売買により規模拡大を図るものです。譲受人の番号6番、7番、8番は、同一世帯で、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託にて、家族4人で96アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月22日に菊地守農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で136アールの農地を耕作しています。本件権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお4月20日に赤間敬農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、売買で規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で298アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ

つ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお4月21日に庄子栄 農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機3台を所有し、家族2人で209アールの農地を耕作しています。譲受人は申請地に隣接している農地を耕作しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月20日に菅井孝彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号12番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族3人で55アールの農地を耕作しています。譲受人は申請地に隣接している農地を耕作しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月20日に菅井孝彦農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

品川忠夫委員
(13番)

番号13番から17番までを、私から報告します。

番号13番は、贈与により農業承継を図るものです。親から子へ農地全部を一括贈与するものです。譲受人は、現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で11ヘクタールの農地を耕作しています。所有者は、農業者年金（経営移譲年金）受給のために、農業後継者へ使用貸借権の設定により、経営移譲しているものです。今回その農地全部を後継者に生前一括贈与をするものです。農業者年金（経営移譲年金）の後継者への経営移譲となることから、農業者年金（経営移譲年金）は継続して受給ができるものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月21日に太田功治農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号14番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族5人で107アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月22日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号15番は、使用貸借権の設定により農業承継を図るものです。農業者年金の関係で、親から子へ経営移譲により使用貸借権の設定をしてきましたが、今回、

本年5月末まで設定がある使用貸借権の設定を再設定して手続きするものです。再設定による使用貸借の期間は10年です。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で134アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月22日に菊地守農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号16番は、売買による規模拡大です。4月5日開催のあっせん会で成立した案件です。譲受人は、現在トラクター2台、田植機1台、収穫機2台を所有し、家族4人で630アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月20日に早坂久農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号17番は、売買による規模拡大です。4月5日開催のあっせん会で成立した案件です。貸借地(小作地)であることから、今回、農地法第18条第6項の通知による合意解約がでております。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で309アールの農地を耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月20日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間 敬委員
(3番)

番号18番から22番までを、私から報告します。

番号18番は、賃貸借権の設定により新規に就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しました。譲受人は一般法人で、トラクター1台、耕うん機1台をリースにより保有し、構成員2人で51アールの農地を畑作主体で多品種(トマト・キュウリ・ナス・ピーマン・玉ねぎ・大根・人参・サトイモ)を栽培する計画です。構成員のうち1人は農家世帯員として以前から農業に携わっており、耕作の経験については充分であると判断しました。なお、賃貸借期間は、いわゆる解除条件付きで2年です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお4月22日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号19番は、売買により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しました。譲受人は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台をリースにより保有し、2人で65アールの農地を主にブルーベリーを栽培する計画です。譲受人は、農学博士で、農業分野の大学教授をして

います。譲渡人から農業指導を受けながら耕作していく計画です。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月22日に嶺岸若夫農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号20番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で15ヘクタールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月22日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号21番は、売買により規模拡大を図るものです。

譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で163アールの農地を耕作しています。隣接農地を昨 year 取得しており、さらに取得して耕作の利便を図るものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月20日に横田清孝農地利用最適化推進委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号22番は、売買により規模拡大を図るものです。取得面積が50アールを超えることから、聞き取り調査を実施しました。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で58アールの農地を稲作主体で耕作しています。ほ場整備により残地の農地を効率よくするため取得するものです。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、4月21日に高橋勝彦農業委員が周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第1号議案の番号2番から番号22番について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

18、19番の新規就農は、実際耕作しているかどうか追跡調査はするのですか。

事務局

委員に現地確認をお願いするなど、対応していきたいと考えています。

議 長

他に、ご意見等はございませんか。

(意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号2番から番号22番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案の番号2番から番号22番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時07分)</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。</p>
結城一吉委員 (第一調査委員会委員長)	<p>第2号議案の調査結果について報告します。</p> <p>調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の3名で調査を行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが2件です。</p> <p>番号1番と2番を、4番大泉権吾委員から報告願います。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>番号1番は、駐車場に転用するものです。</p> <p>申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。500m以内に仙台市立仙台商業高等学校および仙台徳洲会病院等3医療機関があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>また、申請地は、田および畑628㎡を転用し、駐車場として利用するものです。駐車場普通車30台に375㎡、通路等に253㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。以前に駐車場に転用した隣接地の拡張であり、今回で3回目となります。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。500m以内に仙台市立岡田小学校・仙台市岡田児童館および岡田歯科があることから、第3種農地と判断しました。また申請地は、畑680㎡を転用し、駐車場として利用するものです。駐車場普通車13台に195㎡、通路等に485㎡(細長い形状のため)を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、仙台東土地改良区から同意する旨の意見書が出ております。また、資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法</p>

第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後2時12分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会委員長)

第3号議案の調査結果について報告します。

調査は、4番大泉権吾委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の3名で調査を行いました。

今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、現場事務所に一時転用するものが1件の合計5件です。番号1番と2番を、4番大泉権吾委員から、番号3番から5番までを、15番鈴木正年委員から報告願います。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番と2番を私から報告します。

番号1番は、賃貸借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また申請地は、平成27年7月17日付第4条許可で駐車場に転用された残地(606㎡のうち)171㎡の畑を、建設業を営む個人が資材置場に利用するもので、畑606㎡のうち171㎡を転用し、資材置場60㎡、駐車場(大型1台)に18㎡、通路法面等に93㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃貸借の期間は10年です。また資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第

2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、使用貸借権の設定による分家住宅に転用するものです。親から長女と長女の夫が使用貸借により借り受けて転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。また申請地は、畑158㎡を住宅用地に転用し、居宅133.6㎡、通路等24.4㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。開発許可該当案件であり、開発調整課との協議が進んでいることを確認しております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資力証明については、住宅ローンの審査結果の写しが提出されております。使用貸借の期間は20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木正年委員
(15番)

番号3番から5番までを、私から報告します。

番号3番は、使用貸借権の設定により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。また、申請地は、登記面積が317㎡で実測面積は1,100㎡の田を転用し、神社の参拝者用駐車場として利用するものです。駐車場普通車20台に280㎡、通路等(中央の既存通路含)に820㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、資力証明については、通帳の写しが提出されております。使用貸借の期間は、5年となっております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号4番は、賃貸借権の設定による現場事務所への一時転用です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。また申請地は、現況が畑1,246㎡の内660㎡を一時転用して、仮設事務所55.8㎡、仮設トイレ1.6㎡、駐車場60㎡、通路等542.6㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画および被害防除計画並びに農地復元計画も適切であり、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃貸借期間は、11月29日までの、7ヶ月となっております。なお、資力証明については、通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により分家住宅へ転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過しております。500m以内に仙台市立六郷小学校・仙台市立六郷中学校及び仙台今泉郵便局があることから、第3種農地と判断しました。また申請地は、田498㎡、実測面積499.38㎡を住宅用地に転用し、

居宅 106.82 m²、駐車場（普通車 2 台）49 m²、造成法面 151.82 m²、通路等 191.74 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。開発許可該当案件であり、開発許可申請の写が提出されております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。なお、仙台東土地改良区から同意する旨の意見書が出ております。また、資力証明は、住宅ローン審査結果の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。以上、5 件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

第 3 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

佐藤千治委員
(10 番)

3 番は、登記面積が 317 m²で、実測面積が 1,100 m²と差がありすぎるのではないですか。

事務局

いわゆる縄伸びです。

高橋勝彦委員
(16 番)

5 番は近所なのですが、農振その他になっていますが、農振農用地ではなかったですか。

事務局

昨年 12 月 7 日の農振農用地区域見直しで、除外されてその他になっています。

議 長

他に、ご意見等はございませんか。

(意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 3 号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後 2 時 25 分)

議 長

続きまして、第 4 号議案仙台農業振興整備計画の変更に伴う意見を求める件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員)

第 4 号議案の調査結果を報告します。

調査は、4 番大泉権吾委員、15 番鈴木正年委員、私(結城一吉委員)の 3 名で、

会委員長)

聞き取り調査は、全員で経済局農政企画課の説明を受け調査を行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、用途区分の変更が1件です。

整理番号1番については、農業用施設：(農機具・車両倉庫)を設置するため、用途区分を変更するものです。効率的な営農を図るために、営農する農地の近くに農業用施設を設置するものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後になりますが農地法第4条許可申請の手続きが必要になります。今回の用途区分の変更については、すべて農振除外の5要件を満たしているものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、やむを得ないとの意見に、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、やむを得ないとの意見を付すことに決定いたします。

(午後2時27分)

議 長

続きまして、第5号議案農用地利用集積計画(案)について、を上程いたします。それでは、事務局から説明願います。

事務局
農地係長

第5号議案農用地利用集積計画(案)は、令和元年5月15日に設定するものです。総数で78件、415,221㎡です。内訳は、新規が41件226,550㎡、更新が37件188,671㎡。すべてJA仙台との契約によるものです。本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。以上でございます。よろしくご審議願います。

議 長

この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長

それでは、質問等がありませんので、採決します。
第5号議案について、承認することに、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第5号議案農用地利用集積計画(案)については、承認と決定します。

(午後2時29分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「平成31年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について(案)」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

農地係

平成31年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について(案)を説明

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

2の実施対象及び内容に「すべての農地」とあるが、「すべて」を取って「市内の農地」としてはどうですか。

事務局

農地係

法律では「すべての農地を対象とする」という項目があるのでこのように記載しましたが、大泉委員のおっしゃったとおり、「市内の農地を対象」ということにします。

議 長

他にご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、協議(1)「平成31年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について(案)」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時42分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地改良工事(現状変更)届出について、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

結城一吉委員
(第一調査委員会委員長)

農地改良工事届出(現状変更)について、調査の結果を報告いたします。

報告の1ページに記載があるとおおり、届出は1件ありました。田3,112㎡を盛土して畑として効率的に利用を図るものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。市街化区域にある農地ですが、住宅街に囲まれていることから水田を耕作できない状況となったので、今回盛土して、野菜(ほうれんそう)を栽培して利用することから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工

事期間は、5月10日から11月10日までの、約6ヶ月です。地区委員は、太田功治農地利用最適化推進委員です。関係書類も整備され提出されております。詳細については、別添報告書の記載のとおりです。以上、農地改良工事届出の報告です。

議 長

農地改良工事について、報告がありました。何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売り渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり、3/22～3/29まで受け付け分番号4104から4108まで5件、4/1～4/19まで受け付け分10件、計15件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・駐車場・店舗への転用が各3件ずつ、長屋住宅・共同住宅・診療所・物置・事務所及び店舗・事務所及び倉庫への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、5ページから11ページに記載の通り、3/22～3/29まで受け付け分は番号5290～5293まで4件、4/1～4/19まで受け付け分は番号5001～5016まで16件、計20件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が9件、宅地造成・宅地への転用が各3件ずつ、共同住宅・駐車場への転用が各2件ずつ、通路への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、12ページに記載のとおり2件の届出がありました。相続によるものが1件、持分放棄によるものが1件での権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、13ページに記載のとおり15件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、(6)農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、14ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

続きまして、(7)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、15ページに記載のとおり3件ありました。詳細は別紙の報告書のとおりです。

次に、(8)売り渡し希望農地一覧ですが、あっせんによる成立が2件と、取り

	<p>下げが1件ありましたので、一覧表を修正しております。また、仙台市ホームページに掲載しているものも参考にお渡しいたします。あっせんの掘り起しをよろしく願いいたします。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようです。次に(9)農業委員会委員の辞任に伴う欠員補充の実施について事務局から、報告願います。なお、質問については説明後、受けます。</p>
事務局 主幹兼振興係 長	<p>— 説明 —</p> <p>(9)農業委員会委員の辞任に伴う欠員補充の実施について</p>
議 長	<p>(9)農業委員会委員の辞任に伴う欠員補充の実施について、ご質問等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4番)	<p>推進委員が辞任して応募してもいいのですか。</p>
事務局	<p>構いませんが、辞任してからか応募するのか、任命前に辞任するのかは確認します。</p>
議 長	<p>これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。</p> <p>以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時55分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から報告します。資料3をご覧ください。</p>
会 長	<p>(会長報告)</p>
議 長	<p>次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>① 前回の総会で質問があった件で、集団移転跡地利活用事業の転用申請の今後の見込みを都市整備局復興まちづくり課に照会した結果、現在のところ未定であるとのことでした。分かり次第、情報提供していきます。</p> <p>② 何度も協議・検討いただいた青葉区芋沢の太陽光発電施設への農地法第</p>

5 条県知事許可の件は、3 月 28 日付で許可となりました。今後工事の進捗状況を 3 か月ごとにいただくので、何かありましたら情報提供していきます。

- ③ 多面的機能支払交付金に係る有害鳥獣対策について
- ④ 仙台市農業委員会事務局職員名簿・担当事務
- ⑤ (一社)宮城県農業会議からの「地域の農地を活かし、担い手を応援する宮城県運動」推進要領について
- ⑥ 農地等の利用の最適化に関する意見について
- ⑦ 令和 2 年度農林関係税制改正要望について
- ⑧ 5 月～6 月の予定表
- ⑨ 他市町村農業委員会だより等 (千葉市、松山市)
- ⑩ 月報 5 枚ずつ配布

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ以上で全てを終了いたします。

司会：山本主幹

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 11 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 3 時 15 分)